

(記載例_個人の方)

登録申請書 様式第5号 (日本産業規格A4)

登録申請書

令和5年 3月10日

北海道知事 鈴木 直道 様

下記の「氏名及び住所」と一致

住所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇番地〇
氏名 北海 太郎
生年月日 昭和〇年 〇月 〇日生

下記により生産事業者の登録を受けたいので、林業種苗法第10条第3項の各号に該当しないことを誓約し、同法第10条第2項の規定により申請します。

記

| | | |
|---|-----------------|--|
| 氏名及び住所 〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕 | 氏名 (名称) 北海 太郎 | |
| | 北海道 〇〇郡〇〇町〇〇番地〇 | |
| 生産事業の内容 | 種 穂 | <input checked="" type="radio"/> イ 採取 <input type="radio"/> ロ 精選 |
| | 苗 木 | <input checked="" type="radio"/> イ 幼苗の育成 <input checked="" type="radio"/> ロ 幼苗以外の苗木の育成 |
| 事業所の名称及び所在地 | 名称 〇〇農園 | 所在地 北海道 〇〇郡〇〇町 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 番地〇 |
| 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所 | 種 穂 | 北海道 〇〇郡〇〇町 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 番地〇 |
| | 苗 木 | 北海道 〇〇郡〇〇町 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 番地〇 |
| 生産事業の開始年月日 | 令和 5年 4月10日 | |
| 講習会修了者の氏名及び住所 | 氏名 北海 太郎 | 住所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇番地〇 |
| 苗畑面積 | 100a | |

注意事項

- 1 生年月日は、登録を申請しようとする者が法人の場合にあっては記載しないこと。
- 2 生産事業の内容欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 事業所の名称及び所在地欄、生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所欄及び講習会修了者の氏名及び住所欄は、該当するものが2以上ある場合には、そのすべてについて記載すること。ただし、記載しきれないときは、その旨を明記し、別添してよい。
- 4 法第10条第3項の各号のいずれかに該当する場合には申請されても登録できないことがある。また、登録された後にその事実が明らかになった場合には登録を取り消されることがある。

(記載例_法人の方)

申請書 様式第5号 (日本産業規格)

登録申請書

令和5年 3月10日

北海道知事 鈴木 直道 様

下記の「氏名及び住所」と一致

住所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇番地〇
氏名 有限会社〇〇種苗
代表取締役 〇〇 〇〇

法人の場合、記載不要

生年月日 年 月 日生

下記により生産事業者の登録を受けたいので、林業種苗法第10条第3項の各号に該当しないことを誓約し、同法第10条第2項の規定により申請します。

記

| | | |
|---|--|--|
| 氏名及び住所 〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕 | 氏名 (名称) 有限会社〇〇種苗 代表取締役 〇〇 〇〇 北海道 〇〇郡〇〇町〇〇番地〇 | |
| 生産事業の内容 | 種 穂 | イ 採取 ロ 精選 苗 木 <input checked="" type="radio"/> 幼苗の育成 <input checked="" type="radio"/> 幼苗以外の苗木の育成 |
| 事業所の名称及び所在地 | 名称 有限会社〇〇種苗 所在地 北海道 〇〇郡〇〇町〇〇番地〇 | |
| 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所 | 種 穂 | |
| | 苗 木 | 北海道 〇〇郡〇〇町〇〇番地〇 北海道 □□郡□□町〇〇番地〇 |
| 生産事業の開始年月日 | 令和 5年 4月10日 | |
| 講習会修了者の氏名及び住所 | 氏名 北海 太郎 住所 北海道〇〇郡〇〇町□□番地〇 | |
| 苗畑面積 | 講習会を受講した従業者の氏名及び住所を記載 | 200 a |

注意事項

- 1 生年月日は、登録を申請しようとする者が法人の場合にあつては記載しないこと。
- 2 生産事業の内容欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 事業所の名称及び所在地欄、生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所欄及び講習会修了者の氏名及び住所欄は、該当するものが2以上ある場合には、そのすべてについて記載すること。ただし、記載しきれないときは、その旨を明記し、別添してよい。
- 4 法第10条第3項の各号のいずれかに該当する場合には申請されても登録できないことがある。また、登録された後にその事実が明らかになった場合には登録を取り消されることがある。